

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令新旧対照表

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別添3 電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について 2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準 (1) ～ (12) (略) <u>(13) 第28条の40第1項第9号に掲げる業務に関する事項として、第27条の3の3第1項に規定する認定一般送配電事業者又は第27条の11の7第2項に規定する認定送電事業者に対し、第27条の3の3第2項（第27条の11の7第2項において準用する場合を含む。）に規定する基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける旨が記載されていること。</u> <u>(14) 第28条の40第1項第10号に掲げる業務に関する事項として、第27条の29の8第1項に規定する認定大規模発電事業者に対し、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける旨が記載されていること。</u> <u>(15) ～ (24) (略)</u>	別添3 電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について 2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準 (1) ～ (12) (略) (新設) (新設) <u>(13) ～ (22) (略)</u>